

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則（昭和56年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～3 [略] 4 条例附則第4項の規定により入学検定料又は入学料（以下「入学検定料等」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。 (1)～(4) [略] (5) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（ <u>原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、平成23年4月22日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。</u> ）内に存する住居からの避難のための立退き 5・6 [略]	附 則 1～3 [略] 4 条例附則第4項の規定により入学検定料又は入学料（以下「入学検定料等」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。 (1)～(4) [略] (5) <u>警戒区域</u> （東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し平成23年4月22日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（ <u>原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、同日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。</u> ）内に存する住居からの避難のための立退き 5・6 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。